

- 1 監査等の種類 財政援助団体等に対する監査
- 2 監査の対象 公の施設の指定管理者  
株式会社三和サービス  
対象施設 岐阜市リフレ芥見  
所 管 部 環境部  
令和3年度分 必要に応じて令和4年度分
- 3 監査の着眼点 令和4年度 財政援助団体等監査実施計画（以下「実施計画」という。）に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 令和4年8月30日～令和4年10月17日
- 6 監査の結果

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

#### [指摘事項]

##### (団体関係)

###### (1) 適正な財務事務の執行について

岐阜市リフレ芥見財務会計に関する規程第11条では、予算の流用について、「館長は、事業計画で策定した支出科目の金額に過不足を生じたときは、予算流用にする事項を記載した稟議書により社長の承認を得て、各支出科目相互間の金額を相互に流用することができる。」と規定されている。

しかしながら、稟議書による社長の承認を得ていなかった。

今後は、岐阜市リフレ芥見財務会計に関する規程を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

###### (2) 適正な事務執行について

岐阜市リフレ芥見の管理運営に関する協定書第9条では、「指定管理

者は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の書面による承認を得た場合は、この限りでない。」と規定されている。

しかしながら、プール循環設備点検他 13 件について、第三者に委託しているにもかかわらず、岐阜市の書面による承認を得ていなかった。

今後は、協定書を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

#### (所管部関係)

##### (1) 適正な事務執行について

岐阜市リフレ芥見の管理運営に関する協定書第 9 条では、「指定管理者は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ岐阜市の書面による承認を得た場合は、この限りでない。」と規定されている。

しかしながら、事業報告書の記載内容から、プール循環設備点検他 13 件の管理業務を第三者に委託していることを知ることもできにもかかわらず、指定管理者に対し、岐阜市の書面による承認を得るよう指導していなかった。

今後は、協定書の内容を把握し、それらを遵守して適正な事務執行に努められたい。